

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる 唯一の書 論点体系シリーズ!

行政法の実務上の争点を把握するための必携書!
現在の裁判実務を判例・判例理論を用いて、体系的に整理

論点体系 判例行政法

全3巻

編著

小早川光郎 (成蹊大学法科大学院教授)

青柳 馨 (元東京高等裁判所判事・
日本大学大学院法務研究科教授)

A5判/上製 各巻とも 本体4,800円+税

◆行政法分野の第一線で活躍する研究者・裁判官・弁護士が執筆

◆行政法分野での裁判実務において、実務上問題となる「論点」ごとに判例を整理した実務家必携書

論点体系 判例行政法 全3巻

第1巻 行政活動の基本的な仕組み/行政上の手続・調査・情報取扱い

第2巻 行政訴訟

第3巻 住民監査請求・住民訴訟/国家賠償・損失補償



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

収録中の判例には、判例データベース「D1-Law.com判例体系」の判例IDを記載しています。「D1-Law.com判例体系」をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

(b) 各種施設・公務員関係等における事故等

◆項目の概要を簡潔に解説しています。

【概要】

各種施設・公務員関係等における事故等について国又は公共団体の賠償責任が問題となった最高裁判法には、①公立学校における事故に係る賠償責任が問題となったもの、②刑事収容施設における行為による賠償責任が問題となったもの、③公務員関係における事故に係る賠償責任が問題となったものが多い(なお、③については、安全配慮義務違反の債務不履行に基づく損害賠償を求める事案も多い)ところ、これらの類型等に当たる事案の最高裁判法を中心に、その判断の内容等をみていくことにする。

**** 論 点 ****

- 1 公立学校における事故に係る賠償責任の有無はどのように判断されるのか
- 2 刑事収容施設における行為による賠償責任の有無はどのように判断されるのか
- 3 公務員関係における事故に係る賠償責任の有無はどのように判断されるのか
- 4 その他各種施設等における事故に係る賠償責任が問題となった事案にはどのようなものがあるか

◆論点を網羅的・体系的に整理しています。

論点 1 公立学校における事故に係る賠償責任の有無はどのように判断されるのか

国賠法1条1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解される(最二小判昭和62・2・6裁判集民150号75頁〔27800005〕)ところ、まず、公立学校における教師の教育活動の典型である授業中の事故についてみると、賠償責任を肯定した例としては、公立中学校での体育の水泳の授業における飛び込みの練習中の事故に係る事案につき、当該事故の際の練習方法の危険性に着目し、担当教諭が十分な措置、配慮をしなかったとして、同教諭の注意義務違反を認めたものがあり(前掲昭和62年最二小判〔27800005〕)、賠償責任を否定した例としては、教室内で、男子児童が自分のベストを頭上で振り回したところ、そのベストのファスナー部分が女子児童の

(富士見中学いじめ訴訟・東京地判平成3・3・27判タ757号98頁〔27808475〕、東京高判平成6・5・20判タ847号69頁〔27824411〕参照。もっとも、いわきいじめ訴訟・福島地いわき支判平成2・12・26判タ746号116頁〔27808138〕は、学校側に過失があるというためには、自殺の予見可能性があったことを要しないとする)。

学校教育法11条は、その本文において、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができると定め、そのただし書において、体罰を加えることはできないと定める。したがって、教員の行為が体罰に該当するときは、その行為が教育目的による懲戒であっても、国賠法上違法と解される。

もっとも、教員が児童等にしたすべての有権力の行使が体罰に該当するものではない。例えば、他人を蹴るという悪ふざけをした児童に対し、これからはそのような悪ふざけをしないように同人を指導するため、胸元を右手でつかんで壁に押し当て大声で叱った行為につき、体罰に該当するものではなく、国賠法上違法とはいえないとしたものがある(最三小判平成21・4・28民集63巻4号904頁〔28151362〕)。この判決は、前記の行為について、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではないとしており、問題となる有権力の行使に違法性があるか否かについては、前記の要素を総合的に考慮して判断されるべきものであると解される。

■事例

(1) 最二小判昭和62・2・6裁判集民150号75頁〔27800005〕

公立中学校における体育の水泳の授業として、担当教諭の指導による飛び込みの練習中に、プールの水底に自己の頭部を激突させ、第4頸椎骨折による頸髄損傷の傷害を負って四肢まひ等の障害を遺した生徒及びその両親が、当該公立中学校を設置する公共団体に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案である。

国賠法1条1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解するのが相当であるとし、「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることはいうまでもない」と判示したうえで、当該生徒が事故に遭遇した際の練習の方法である「2、3歩助走をしてスタート台に上がってから飛び込む方法」

◆論点における具体的な判例を、事例としてピックアップしています。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 論点行政法

検索

CLICK!

論点体系シリーズ

『論点体系 判例民法 第2版』(全10巻)／『論点体系 会社法』(全6巻+補巻)／
『論点体系 判例憲法』(全3巻)／『論点体系 保険法』(全2巻)／
『論点体系 金融商品取引法』(全2巻)／『論点体系 独占禁止法』(全1巻)／『論点体系 判例労働法』(全4巻)

好評発売中!